

事 務 連 絡

平成 28 年 9 月 30 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 母子保健主管部（局）御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

インターネット等で販売される母乳に関する注意喚起の再周知について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段の御配慮を賜り深く感謝申し上げます。

インターネット等で販売される母乳のリスクについては、昨年、別添の「インターネット等で販売される母乳に関する注意喚起の依頼について」（平成 27 年 7 月 3 日付食安監発 0703 第 1 号・雇児母発 0703 第 1 号 厚生労働省医薬食品局食品全部監視安全課長・雇用均等・児童家庭局母子保健課長連名通知）において、妊産婦訪問、新生児訪問、乳幼児健康診査等の保健指導の機会等や広報誌等の媒体を積極的に利用し、妊産婦や乳幼児の養育者に対して、広く注意喚起いただくようお願いしたところです。

今般、母子健康手帳の様式が改正され、平成 28 年 10 月 1 日から適用することとされたところですが、母子健康手帳の交付と併せて、インターネット等で販売される母乳のリスクに関するリーフレット等を配布する必要があることを念頭に、リーフレット等で活用いただける例文を下記のとおりお示しますので、引き続き、注意喚起いただくようお願いいたします。

都道府県におかれましては、管内市町村に対し、広く周知くださいますようお願い申し上げます。

記

○例文 1

赤ちゃんには、母乳が基本です。しかし、子どもの健やかな発育・発達のためには、いたずらに母乳だけにこだわらず、必要に応じて、育児用ミルクを使うことも大切です。

○例文 2

インターネット等で販売される母乳は、提供した母親がかかっている病気の状況や搾乳方法、保管方法等の衛生管理の状況が分かりません。

そのため、乳幼児に飲ませると、病原体や医薬品等の化学物質等が母乳中に存在していた場合、乳幼児の健康を害するおそれがあります。

食安監発 0703 第 1 号
雇児母発 0703 第 1 号
平成 27 年 7 月 3 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部 (局) 長 殿
母子保健主管部 (局) 長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長
雇用均等・児童家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

インターネット等で販売される母乳に関する注意喚起の依頼について

今般、母乳をインターネット上で売買している実態があるとの報道がありました。

既往歴や搾乳方法、保管方法等の衛生管理の状況が不明な第三者の母乳を乳幼児が摂取することは、病原体や医薬品等の化学物質等が母乳中に存在していた場合、これらに暴露するリスクや衛生面でのリスクがあります。

各自治体におかれましては、妊産婦訪問、新生児訪問、乳幼児健康診査等の保健指導の機会等や広報誌等の媒体を積極的に利用し、妊産婦や乳幼児の養育者に対して、こうしたリスクについて広く注意喚起方お願いします。

なお、貴管内において、母乳を販売している事業者を把握した際は、事業実態を確認の上、必要な指導を行うようお願いします。

(参考) 母乳を通じて感染する可能性がある病原体の例

- ・ H I V (ヒト免疫不全ウイルス)
- ・ H T L V - 1 (ヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型)